

総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和3年1月7日(木) 午前9時30分
 2. 開催場所 瀬戸内市役所 2階 大会議室
 3. 農業委員 11名中11名出席し、その氏名は次のとおり
太 田 修 尾 上 昭 則 出 射 實 宮 本 英 美
由 喜 門 尊 藤 原 由 果 小 林 桂 治 石 黒 五 月
藤 原 和 正 大 森 茂 利 久 山 英 之
 4. 農地利用最適化推進委員
服 部 千 敏 松 本 英 樹 山 本 和 博 山 崎 徹
大河原 律 夫 佐 藤 辰 也 岡 崎 浩 正 富 清 人
吉 田 宏 山 内 桂 三 金 居 正 彦 北 谷 正 幸
福 池 正 美 安 木 義 忠 射 越 誠 一 山 本 祐 章
茂 成 和 延

欠席委員
森 部 真 史 田 中 伸 五
 5. 議事に参与した者
事務局長 服部 博昭
事務局 青木 潔
事務局 坂本 隆也
 6. 議事内容
報 告 事 項 農地法許可に係る専決処分について
第1号議案 農地法第3条許可申請について
第2号議案 農地法第4条許可申請について
第3号議案 農地法第5条許可申請について
第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
(利用権設定)
- そ の 他

- 事務局 長 開会を宣言する（午前9時30分）
定刻となりましたので、これより令和2年度瀬戸内市農業委員会、第10回の総会を始めさせていただきます。それでは令和3年の年始めの総会となりますので市長よりごあいさつを申し上げます。
- 市 長 （市長あいさつ）
- 事務局 長 ありがとうございます。次に開会にあたりまして、藤原会長よりごあいさつを申し上げます。
- 議長（会長） あけましておめでとうございます。本日も寒い中、お越しいただきありがとうございます。新年初めの総会となっております。お忙しい中多くのご参加、ご出席いただきありがとうございます。本日も複数案件がございますので、皆様の適正な審査、ご意見のほどよろしく願います。
- 事務局 長 ありがとうございます。ただいまの農業委員の出席数は定数11名のうち11名ということで、瀬戸内市農業委員会総会議事規則第7条により、この総会が成立していることをご報告いたします。以降の議事の進行につきましては藤原会長よろしく願います。
- 議 長 それでは、本日の議事録署名委員さんを指名させていただきます。本日の署名委員さんに小林委員、石黒委員、よろしく願います。
早速ですが、議題の方に入らせて頂きます。まず、報告事項、農地法許可に係る専決処分について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 それでは、議案資料の1頁目をご覧ください。農地法許可に係る専決処分についてでございます。令和2年度瀬戸内市農業委員会第9回総会で転用許可と議決されました、下記案件について岡山県農業会議へ諮問したところ、承諾を得ましたので、12月18日付けで許可しておりますことを報告したものとなっております。
続きまして、議案資料の2頁目をご覧ください。同じく、令和2年度瀬戸内市農業委員会第9回総会で転用許可と議決されました、下記案件についてですが、開発案件となっていましたので、令和2年12月24日付けで、瀬戸内市長より開発許可が下りたので同日付で許可しておりますことを報告したものとなっております。以上で事務局からの説明を終わります。
- 議 長 はい、ありがとうございます。ただ今の報告事項につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
（意見なし）
- 議 長 それでは、ご意見がないようですので、この件につきましては、報告承認とさせていただきます。

続きまして、第1号議案、農地法第3条許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案資料の3頁目をご覧ください。農地法第3条許可申請についてでございます。

【1番案件】

譲受人「邑久町大富■■■■ ■■■ ■■ ■■ ■■」。譲渡人「東京都世田谷区代沢■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■ ■■ ■■■■■■■■」。農地の所在地は「邑久町大富189-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,981㎡。「邑久町大富189-2」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は64㎡。譲受人の農地までの距離は10m。耕作面積は5,071㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、譲渡人は市外に住んでおり、今後市内に移り農業を行う予定もない。そのため、譲受人へ農地を譲ることで話がまとまる。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の岡崎委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【2番案件】

譲受人「邑久町向山■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。譲渡人「岡山県岡山市東区中川町■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■ ■■」。農地の所在地は「邑久町向山564」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は486㎡。譲受人の農地までの距離は75m。耕作面積は18,618㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■ ■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、譲渡人は市外に住んでおり、高齢者でもあり管理自体できないため、譲受人へ渡すことで話がまとまる。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の岡崎委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

【3番案件】

譲受人「邑久町北池■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。譲渡人「邑久町北池■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。農地の所在地は「邑久町北池193-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は315㎡。譲受人の農地までの距離は300m。耕作面積は135,502㎡となっております。家族数は5名、耕作者数は2名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■ ■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作

の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、譲渡人は高齢で以前より耕作をしていなく、放置してあった当該地について、譲受人が耕作を行うことで話がまとまる。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の吉田委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【4番案件】

譲受人「長船町飯井■■■■■■■ ■■ ■■■■ ■■■■ ■■■」。

譲渡人「京都府京都市伏見区深草池ノ内町■■■ ■■■■■■■■■■

■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■■」。農地の所在地は「長船町飯井

1007」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は738㎡。譲

受人の農地までの距離は300m。耕作面積は55,412.46㎡

となっております。家族数は4名、耕作者数は3名。取得の理由は

「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。

なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、譲渡人は県外に住んでおり、耕作、管理ができないことから譲受人に譲ることで話がまとまる。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の福池委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【5番案件】

譲受人「長船町飯井■■■■■■ ■■ ■■■ ■■■ ■■■」。

譲渡人「岡山県岡山市中区雄町■■■■■■ ■■ ■■■ ■■■

■■■」。農地の所在地は「長船町飯井1771-2」。登記、現況地

目はいずれも「田」。面積は486㎡。「長船町飯井1771-4」。

登記、現況地目はいずれも「田」。面積は13㎡。「長船町飯井17

97」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は413㎡。譲受人

の農地までの距離は500m。耕作面積は55, 412. 46㎡とな

っております。家族数は4名、耕作者数は3名。取得の理由は「増

反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、

所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■ ■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、譲渡人は市外に住んでいるため、今後耕作、管理自体ができないので譲受人に渡すことで話がまとまる。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に

支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の福池委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【6番案件】

譲受人「邑久町豊原■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■■ ■■■■■■ ■■■」。譲渡人「長船町服部■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■■ ■■■ ■■■」。農地の所在地は「長船町服部1087-10」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は366㎡。譲受人の農地までの距離は6200m。耕作面積は9,508㎡となっております。家族数は7名、耕作者数は2名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■ ■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、当該地は現在休耕田となっており、譲受人が代わって耕作を行うことで話がまとまる。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の茂成委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、事務局から第1号議案の説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。1番、2番案件について、岡崎委員より説明をお願いいたします。

- 岡 崎 委 員 1 番案件についてご説明します。申請地は譲受人が耕作されておりまして、売買の話がまとまりました。譲受人は高齢で、将来的には後継者の■■■■さんが引き継がれるとのことです。2 番案件について説明します。譲渡人が今後、農地の管理ができないとのことで、譲受人が取得し耕作を行うことで話がまとまりました。譲受人も高齢ですが息子さんがあとを継がれるそうです。特に問題はありません。周辺農地への問題もないと思われまます。よろしくお願ひします。
- 議 長 はい、ありがとうございます。続きまして、3 番案件について、吉田委員、お願ひします。
- 吉 田 委 員 3 番案件についてご説明します。北池で耕作放棄地になっておりました、当該農地について、譲受人が購入し耕作を行うとのことです。譲受人は耕作面積は大きいですし、当該農地についてもしっかりと管理していただけるとのことです。特に問題はありません。周辺農地への問題もないと思われまます。
- 議 長 はい、ありがとうございます。続きまして、4 番、5 番案件について、福池委員、お願ひします。
- 福 池 委 員 4 番、5 番案件についてご説明します。譲渡人の管理が難しくなり、地域内の増反を進めている譲渡人に渡す話にまとまりました。譲受人は地域内の人なので、特に問題はありません。周辺農地への問題もないと思われまます。
- 議 長 はい、ありがとうございます。続きまして、6 番案件について、茂成委員、お願ひします。
- 茂 成 委 員 6 番案件についてご説明します。現在、休耕田となっている当該農地について譲受人が取得し代わりに耕作をするとのことです。特に問題はないと思ひます。
- 議 長 はい、ありがとうございます。以上で担当委員さんからの意見は終わりましたが、何かご意見、ご質問がありましたらお願ひします。
- (意見なし)
- 議 長 ご意見ないようですので、採決に入らせていただきます。ただ今の第1号議案農地法第3条許可申請、1 番案件から6 番案件について、許可に賛成の方、挙手願ひます。
- 議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。続きまして第2号議案、農地法第4条許可申請について、事務局の説明をお願ひします。
- 事 務 局 それでは議案資料4 頁目をご覧ください。第2号議案農地法第4条許可申請についてご説明いたします。

【1 番案件】

申請人「邑久町福中■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「邑久町福中151-4」。地目は「田」。面積は54㎡。「邑久町福中152-4」。地目は「田」。面積は329㎡。転用目的は「農業用施設」。農地区分は農用地で10aあたりの収量は米420kgとなっております。資金は、自己資金が■■■。隣地への被害はありません。なお、転用申請によるもので、農用地区域内農地であります。場所につきましては、資料9ページをご覧ください。株式会社大広建設から西へ約40mところに位置しております。

以上、事務局からの説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。続きまして、1番案件について、佐藤委員より説明をお願いします。

佐藤委員 1番案件についてご説明させていただきます。申請人は本人所有の一部を農業用倉庫にする計画です。農用地区域内で、隣地や排水関係にも問題は特にありませんので、よろしく願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。それでは、ただいまの第2号議案につきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

(意見なし)

それでは、ご意見ないようですので、意見がないものとして農業委員会として意見を付してよろしいか。

(全員賛同の声)

それでは意見なしといたしまして、続いて、採決に入らせて頂きます。第2号議案農地法第4条許可申請について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。

続きまして、第3号議案、農地法第5条許可申請について、事務局の説明をお願いします。なお、1番案件について、申請者が農業委員会関係者であるため、最初に1番案件のみ審議を行い、その後2番案件から5番案件の審議を行います。それでは、関係者の方には一度退席をしていただきます。

(関係者退席)

それでは1番案件について事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは議案資料5頁目をご覧ください。第3号議案農地法第5条許可申請の1番案件についてのみご説明いたします。

【1番案件】

譲受人「牛窓町牛窓■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。譲渡人「岡山県岡山市南区浦安西町■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「牛窓町牛窓4143-4」。地目は「畑」。面積は1

面積は150㎡。「長船町服部1087-7」。地目は「田」。面積は43㎡。「長船町福里1087-11」。地目は「田」。面積は38㎡。転用目的は「建売分譲住宅」。施設の概要は「木造2階建 2棟 115.92㎡」。建ぺい率は「32.90%」。農地区分は第2種農地で米420kgとなっております。資金は、自己資金が■ ■となっております。隣地への被害はありません。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっております。また、農用地区域外農地となります。場所につきましては、資料14ページをご覧ください。山陽マルナカから南東へ約340mのところに位置しております。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。2番案件について、山崎委員お願いします。

山崎委員 2番案件についてご説明します。借人と貸人は孫の関係であり、貸借権の設定に至りました。交通の便も適しており、隣地や排水等について特に問題もないと判断いたします。よろしくご審議の程よろしくお願いします。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、3番案件について、吉田委員お願いします。

吉田委員 3番案件についてご説明します。当該地に分家住宅を建てるとのことです。現在息子さんは、市外住んでおりますが、今後父の農業を受け継いでいくとのことです。現在も繁忙期は手伝いをしているそうです。排水も近隣農地等についても特に支障はありません。よろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、4番案件について、山本委員お願いします。

山本委員 4番案件についてご説明します。譲渡人の住宅に隣接する水田を、農業用倉庫として使用する案件です。住民の町内会等の同意もあり、こちらについても隣地や排水等について特に問題もないと判断いたします。よろしくご審議の程よろしくお願いします。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、5番案件について、茂成委員お願いします。

茂成委員 5番案件についてご説明します。丸通地建さんは建売分譲住宅を計画しており、住民の町内会等の同意もあり、こちらについても隣地や排水等について特に問題もないと判断いたします。よろしくご審議の程よろしくお願いします。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは、ただいまの第3号議案、2番案件から5番案件につきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

(意見なし)

それでは、ご意見ないようですので、意見がないものとして農業委員会として意見を付してよろしいか。

(全員賛同の声)

それでは意見なしといたしまして、続いて、採決に入らせて頂きます。第3号議案農地法第5条許可申請について、2番案件から5番案件について許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させて頂きます。
続きまして、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について(利用権設定)ということで、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてご説明いたします。議案資料6頁目をご覧ください。
【第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議案書をもとに朗読】

以上、事務局からの説明を終わります。

議長 はい、ただ今の第4号議案につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

(意見なし)

ご意見ないようですので、第4号議案につきまして、承認とさせていただきます。

それでは最後のその他の項目に入らせていただきます。事務局、お願いします。

事務局 まず、今後の総会の予定を申し上げます。2月の通常総会については2月10日水曜日に瀬戸内市役所 2階大会議室で開催予定となっております。3月の通常総会につきましては、3月11日木曜日に中央公民館で開催予定となっております。

議長 他にご意見・ご質問はありませんか。
それではご意見もないようですので、これをもちまして、令和2年度1月の総会を閉会とさせていただきます。
ありがとうございました。

(午前10時00分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和3年1月7日

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員